平成２２年（フ）第９５３号
高知市長浜567番地
債務者　上田　壽一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５６号
高知市五台山2797番地３　横田コーポ103
債務者　石川　正保
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７６号
沖縄県那覇市曙２丁目９番13号　サンスリーナカヤ204
債務者　普天間　貴
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８８９９号
大阪府吹田市佐井寺南が丘４番11―103号
債務者　三浦　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９０号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　ネオユニベールⅡ206号
債務者　中嶋写真事務所こと　中嶋　克彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９１号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1301号
債務者　川端　成行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４１６号
大阪府茨木市奈良町３番４号
債務者　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４２号
大阪市西区九条２丁目12番25号
債務者　杉本　敏子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８３号
大阪府大東市氷野３丁目７番25号
債務者　尾崎　哲夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３５号
大阪府吹田市岸部北４丁目26番２―105号
債務者　西原勝子こと　金　　勝子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６１号
大阪市大正区南恩加島３丁目８番４号
債務者　村原　正廣
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８３号
大阪市西成区花園北１丁目６番23―505号
債務者　久保　賀弘
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０７号
大阪市平野区平野本町３―10―６、住民票上の住所大阪市東住吉区中野４丁目３番27―501号
債務者　朴栽植こと　平野　幸司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９９号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の631
債務者　浅井　教至
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７０３号
大阪府守口市佐太中町１丁目３番14号
債務者　中村　美樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５３号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―621号
債務者　村松　　明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４４号
大阪市西淀川区野里１丁目20番18号　野里ハイツ401号室
債務者　飯村　　忍
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０号
大阪府門真市島頭１丁目６番27号
債務者　鈴木　映子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部